

1. 件名 : 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗研究所 (常陽) の新規制基準適合性審査に関する面談について
2. 日時 : 令和2年11月12日 (木) 11時05分~11時45分
3. 場所 : 原子力規制庁9階耐震会議室
4. 出席者  
原子力規制庁 原子力規制部  
地震・津波審査部門  
小山田安全規制調整官<sup>※</sup>、江崎企画調査官、三井上席安全審査官、永井主任安全審査官、菅谷技術研究調査官  
研究炉等審査部門  
小舞管理官補佐、片野安全審査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 建設部 次長 他6名<sup>※</sup>  
同 高速実験炉部 部長 他3名<sup>※</sup>  
同 安全・核セキュリティ統括部  
安全・核セキュリティ推進室 技術主幹<sup>※</sup>  
※テレビ会議システムによる出席

5. 要旨

- (1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 (以下「JAEA」という。) から、本年11月6日に開催された第382回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合における指摘事項について、本日提出資料に基づいて、それらの趣旨の確認があった。
- (2) 原子力規制庁から、大洗研究所 (南地区) 高速実験炉原子炉施設 (「常陽」) における基礎地盤の安定性評価に関して、第382回審査会合で提示した指摘事項については、「試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則」 (以下「許可基準規則」という。) のうち、第3条 (地盤) に適合する観点、第4条 (抑止杭等の耐震設計方針) に適合する観点、または、第3条及び第4条それぞれに共通する観点で分けて指摘している旨を改めて伝えた。よって、作成するコメントリストは、個々の指摘事項について、許可基準規則との適合性の観点が分かる

よう、整理することをJAEAに求めた。合わせて、審査会合での発言を踏まえ、指摘事項の内容に係る認識を相互で確認し、文言等の適正化を求めるとともに、提出資料の内容について、審査会合における指摘の趣旨を踏まえ、以下の点に留意するようJAEAに求めた。

- 地下水位の設定に関して、当該審査会合資料に示されている観測孔における地下水位の観測データだけでなく、他の観測孔でのデータを提示するとともに、できる限り長期間のデータを提示すること。
- 地下水位の設定は、抑止杭の設計方針に係る液状化影響評価にも影響を与えることから、許可基準規則第4条適合の観点も含まれていること。
- 抑止杭を用いた補強対策によるすべり安全率の向上については、すべり安全率が最小となる発生時刻が異なるケースがあることから、当該ケースについては、前後それぞれの発生時刻におけるすべり安全率の比較について示すことを求めた趣旨であること。
- 抑止杭に生じる応力分布については、せん断力にだけ限るものではなく、曲げモーメント等も考慮すること。また、本件は主に許可基準規則第4条適合の観点であること。
- 抑止杭に生じる応力分布及び抑止杭による補強によって地盤に生じる応力については、抑止杭に最も厳しい地震力の影響が生じる発生時刻と地盤に最も厳しい地震力の影響が生じる（すべり安全率が最小となる）発生時刻とが異なる可能性もあるので、適切に説明すること。
- 抑止杭設置による耐震評価への影響は、主冷却機建物のみならず、原子炉建物及び原子炉附属建物についても説明を求めていること。

(3) JAEAから、審査会合における指摘事項の趣旨は確認できたこと、指摘事項については許可基準規則との適合性の観点を明確に整理すること、また、コメントリストについては修正したリストを次回ヒアリング等にて提示する旨の回答があった。

## 6. 提出資料

- ・ 大洗研究所（常陽） 地震・津波等に関するコメントリスト